

## 豊洲新市場移転における仲卸・関連事業者融資事業に係る

### 信用保証に要する信用保証料補助金交付要綱

平成 26 年 10 月 1 日 26 中事業第 323 号

#### (目的)

第 1 条 本要綱は、「豊洲新市場移転における仲卸・関連事業者融資要綱」（平成 26 年 10 月 1 日付 26 中事業第 314 号。以下「融資要綱」という。）に基づく仲卸・関連事業者融資事業（以下「本融資事業」という。）の実施に当たり、仲卸業者及び関連事業者（以下これらを総称して「事業者」という。）が保証機関に対して支払う信用保証料の一部を東京都（以下「都」という。）が補助すること（以下「保証料補助事業」という。）により、事業者の資金調達に係る費用負担を軽減することで豊洲新市場への円滑な移転を推進し、もって生鮮食料品の円滑な流通を図ることを目的とする。

#### (適用法規及び定義等)

第 2 条 補助金の交付については、本要綱に定めるもののほか、融資要綱、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和 37 年 12 月 11 日付 37 財主調発第 20 号）の定めるところによる。なお、本要綱において用いる用語の定義は、本要綱に別段の定めがあるときを除き、東京都中央卸売市場条例（平成 20 年 7 月 2 日条例第 90 号。以下「条例」という。）及び融資要綱の定義によるものとする。

#### (補助金交付の対象)

第 3 条 信用保証料補助金交付の対象は、次の各号の要件をいずれも満たす事業者とする。

- (1) 融資実施の時点で豊洲新市場に移転する意思があり、築地市場に引き続き豊洲新市場において事業を営むこと
- (2) 条例第 24 条又は第 38 条に規定する業務の許可を受けていること
- (3) 条例第 94 条に規定する使用料を滞納していないこと
- (4) 条例第 33 条又は第 45 条に規定する直近の事業報告書を提出していること
- (5) 現在かつ将来にわたって、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。）に該当しないこと（法人の場合は、

その業務を執行する役員が暴力団員等に該当しないこと)、暴力団員等をその業務に従事させ又はその業務の補助者として使用していないこと、及びその業務活動について暴力団員等により支配を受けていないこと

(6) 都が築地市場の豊洲新市場への移転に際して実施する組合転貸融資事業に基づく融資を、所属する団体から受けていないこと

(7) 過去に本融資事業による融資を受けていないこと

(補助金の交付内容)

第4条 都は、信用保証料のうち2分の1に相当する額を、予算の範囲において、事業者に代えて保証機関に対して補助する。なお、信用保証料は、保証機関の定める信用保証料取扱要領により算出された額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 保証機関は、交付申請を行う当該年度中に交付が見込まれる補助金額（以下「補助見込額」という。）を算出し、知事に対し、事業者に代わって交付申請を行うものとする。なお、交付申請を行うときは、信用保証料補助金交付申請書（第1号様式）を知事に提出するものとする。

(補助金の変更交付申請)

第6条 保証機関は、当該年度中に補助見込額の変更があった場合は、変更後の補助見込額について、知事に対し、事業者に代わって変更交付申請を行うものとする。なお、変更交付申請を行うときは、信用保証料補助金変更交付申請書（第2号様式）を知事に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、第5条の規定により補助金の交付申請があったものについて、その内容を審査の上適当と認めるときは、補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）を行うものとする。なお、交付決定を行うときは、信用保証料補助金交付決定通知書（第3号様式）を保証機関に通知するものとする。

(申請の撤回)

第8条 保証機関は、前条の規定による補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して異議があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受領した日から14日以内にその旨を記載した記載した任意の書面を知事に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第9条 保証機関は、事業者から第4条に規定する補助金の交付相当額を控除した信用保証料を徴収し、取扱金融機関に対し補助金交付の対象となる事業者の債務を保証し、取扱金融機関から貸付実績報告を受けた場合は、知事に対して補助金交付の請求をするものとする。なお、補助金交付の請求を行うときは、信用保証料補助金交付請求書(第4号様式)に必要書類を添付して知事に提出するものとする。

- 2 保証機関は、前項の規定により補助金交付の請求をする際には、四半期ごとに請求をとりまとめて行うものとする。ただし、3月分については、第1四半期分(4月から6月分まで)とあわせて請求するものとする。

(補助金の交付)

第10条 知事は、前条の規定により補助金交付の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、保証機関に対し補助金を交付するものとする。

- 2 補助金の交付は、第7条に規定する交付決定通知書に基づき行うものとし、請求ごとに確定払いとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第11条 知事は、交付決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

- 2 前項の規定により交付決定を取り消すことができる場合は、交付決定後に生じた事情の変更等により保証料補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。
- 3 第1項の規定による交付決定の取消しにより特別に必要となった事務及び事業に対しては、その処理に要する経費を交付することができる。

(承認事項等)

第12条 保証機関は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、第1号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

(1) 保証料補助事業の内容を変更しようとするとき

(2) 保証料補助事業を中止又は廃止しようとするとき

- 2 保証機関は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事に対し通知するものとする。

(1) 信用保証料取扱要領の内容を変更しようとするとき

(2) 信用保証料の返戻、免除に関する取扱要領の内容を変更しようとするとき

(事故報告等)

第13条 保証機関は、保証料補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は保証料補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況を任意の書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(遂行命令等)

第14条 知事は、保証機関が提出する報告書又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、保証料補助事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、保証機関に対しこれらに従って当該保証料補助事業を遂行すべきことを命ずる。

2 保証機関が前項の命令に違反したときは、知事は保証機関に対し、当該保証料補助事業の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第15条 保証機関は、各月の保証料補助事業が完了したときは、実績報告書（第5-1号様式）を作成し、第9条第2項に規定する補助金の請求と同時に四半期ごとにとりまとめて知事に提出しなければならない。

2 保証機関は、都の会計年度ごとに保証料補助事業が完了したときは、実績報告書（第5-2号様式）を速やかに知事に提出しなければならない。

3 保証機関は、保証料補助事業が完了しなくとも、交付決定に係る都の会計年度が終了したときは、前項に規定する実績報告書を速やかに知事に提出しなければならない。第12条第1項第2号の規定により中止又は廃止の承認を受けた場合も同様とする。

(補助金の額の確定)

第16条 知事は、前条第1項の規定により実績報告書を受けた場合は、実績報告書の審査及び必要に応じて調査等を行うものとし、当該保証料補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、保証機関に確定通知書（各月分）（第6-1号様式）をもって通知する。

2 知事は、前条第2項の規定により実績報告書を受けた場合は、実績報告書の審査及び必要に応じて調査等を行うものとし、当該保証料補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定したことを確認し、保証機関に確定通知書（年度分）（第6-2号様式）をもって通知する。

(是正のための措置)

第17条 知事は、前条各項の規定による調査等の結果、保証料補助事業の成果が交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないものと認めるときは、保証機関に対し当該保証料補助事業につき、これらに適合させるための措置をとることを命ずる。

(決定の取消し)

第18条 知事は、事業者又は保証機関が次の各号のいずれかに該当した場合は、保証機関に対して補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申込みによって融資を受けたとき
- (2) 虚偽の申請によって補助金の交付決定を受けたとき
- (3) 補助金の交付決定に基づく指示、本要綱に定める事項、又はその他法令に違反したとき

(補助金の返還)

第19条 知事は、第11条第1項の規定により又は前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、保証料補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に保証機関に補助金が交付されているとき、期限を定めてその返還を命じることができる。

2 知事は、第16条の規定により保証機関に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

3 保証機関は、保証した債務の繰上弁済の報告又は違算過収があったものについては、速やかに、任意の書面により知事に報告しなければならない。この場合において、保証機関は、既に交付された補助金の一部を返還しなければならない。

4 前項に規定する保証した債務の繰上弁済に関し返還すべき補助金は、保証機関の定める信用保証料の返戻、免除に関する取扱要領により算出された額とする。

5 前4項の規定により返還すべき補助金については、都が発行する納入通知書により都に納付しなければならない。

6 前項の規定による補助金の納付期限は、第3項による報告のあった日の属する月の翌月末日とする。ただし、末日が銀行法第15条第1項に規定する休日当たる場合は、前営業日とする。

(違約加算金及び延滞金)

第20条 知事は、第18条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消し、前条第1項の規定により補助金の返還を命じたときは、保証機関に対し、当該命令に係る補助金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した違約加算金（ただし、100円未満は切り捨てる。）の納付を命じることがで

きる。

- 2 知事は、保証機関に対し補助金の返還を命じた場合において、保証機関がこれを期日までに納付しなかったときは、保証機関に対し、期日の翌日から返還の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金（ただし、100 円未満は切り捨てる。）の納付を命じることができる。
- 3 違約加算金及び延滞金については、都が発行する納入通知書により都に納付しなければならない。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定に定める利率は、1 年を 365 日として計算する。

（延滞金の計算）

第 2 1 条 知事が前条第 2 項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（他の補助金等の一時停止）

第 2 2 条 知事は、保証機関に対し補助金の返還を命じ、保証機関が、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、保証機関に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の期間においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

（関係書類帳簿の整理保管）

第 2 3 条 保証機関は、保証料補助事業に係る収入及び支出を記載した帳簿その他の関係書類を整理保管し、これらの関係書類を当該事業の属する会計年度の終了後 10 年間保存しなければならない。

（その他）

- 第 2 4 条 都は、保証料補助事業を実施するために必要があると認めるときは、保証機関及び事業者に対して保証料補助事業の状況その他参考となる事項について、報告及び資料の提出を求めることができる。
- 2 融資要綱と異なる条件（利率等）の融資の実行により、補助金の交付がされた場合、都は保証機関に対して必要な措置を求めることができるものとする。
  - 3 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

本要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。